

## 1. 住民投票とは

直接民主的な投票。選挙の投票のように間接民主制の代表を選ぶ投票ではない。

①表決 (referendum) : ある争点の賛否を問う。

②発案 (initiative) : 法律案・条例案を提出して賛否を問う。

③罷免 (recall) : 公職にあるものを辞めさせる。地方自治法に規定。

\*住民が賛否両論に耳を傾け、より説得的な意見に一票を投じて民意を反映させる制度。

## 2. 日本の住民投票

第1期 : 82年頃まで。憲法95条による特別法の住民投票、市町村合併に関する投票。

・広島平和都市建設法、旧軍港都市転換法 (横須賀、舞鶴、呉、佐世保)、首都建設法など昭和20年代に18例。

・基地建設や原発建設に活用の可能性あり (辺野古新基地建設法など)。

第2期 : 82年7月～高知県窪川町で原子力発電所の賛否を問う住民投票条例制定。

・重要問題について住民投票条例が制定されるが、実施はされなかった。

・窪川町では四国電力が撤退。

・三重県南島町 (93年2月)、宮崎県串間市93年10月で条例制定。

第3期 : 96年8月～新潟県巻町で原発の賛否を問う住民投票を実施 (96.8.4)。

・地域の重要問題について投票実施が相次ぐ。

第4期 : 02年以降。住民投票が激増するが、そのほとんどは合併の賛否を問うもの。

住民投票の実施件数 (96.8～17.11) 合併型約400件 重要争点型41件

・最近では身近な問題へと裾野が広がっている。

## 3. なぜ住民投票が求められるのか

現代国家は選挙制度を中心とする間接民主制 (代表民主制) を採用している。

→しかし、間接民主制の機能不全が発生している。キーワードは環境と財政。

住民の環境と財政への関心が高まっているのに議会や行政の意識は追いついていない。

→直接民主制による是正の必要性

## 4. 住民投票実施の難しさ

①法律があるのは事実上リコールのみ

地方自治法 (罷免、特別法制定) 合併特例法 特別区設置法

②全国の条例可決状況 (79年～07年)

509勝 (可決) 595敗 (否決) 合併以外の重要争点型は28勝178敗

・合併型は415勝382敗で可決率52%、重要争点型は24勝153敗で可決率は13.4%。

この傾向は変わっていない。

③徳島市の事例

条例制定の直接請求→有権者の 1/2 の署名→市議会が否決→市議会選挙で構成逆転  
→公明党が市民案に反対→公明案を可決→期日条例可決→投票実施：反対 91.6 %  
→「白紙凍結」→完全中止（2010.3）

\*武田真一郎「吉野川住民投票－市民参加のレシピ」2013 年、東信堂（1800 円＋税）

## 5. その対策

### ①常設型住民投票条例

所定数の署名が集まったら必ず投票を実施（議会・首長は拒否できない）する。現在、67 の自治体が制定。投票対象の限定、投票率による成立要件など問題も多い。

- ・2000 年の愛知県高浜市が最初の常設型条例制定。
- ・市政運営上の重要事項に限定しているので、これに当たらないと判断されると投票が実施できない。いつ、だれが判断するかも不明（「そこまで考えなかった」高浜市長）。
- ・広島市では市長が署名収集を拒否し、投票が実施できなかった。
- ・大半は不真正常設型住民投票条例に過ぎない。

### ②住民投票法

- ・「住民投票制限法」にならないように配慮が必要。
- ・情報公開制度のように地方から積み上げることが望ましい。

## 6. 徳島市の吉野川住民投票

### ① 91 年頃 吉野川第十堰建設事業（可動堰計画）事業着手

- ・宝暦 2 年（1752 年）に造られた現・第十堰を撤去し、可動堰を建設する。
- ・吉野川に 150 年に一度の大雨（第十堰付近で 19000t/s）が降ると危険水位を 42cm 超えて洪水が発生する？

### ② 93.9 吉野川シンポジウム結成 「吉野川の自然と第十堰改築を考える」

### ③ 95.7 吉野川第十堰建設事業審議委員会設置

ダム・堰にみんなの意見を反映させる県民の会結成

### ④ 98.7 審議委員会の最終意見：可動堰計画は妥当

### ⑤ 98.9 第十堰住民投票の会結成

### ⑥ 98.11 住民投票条例直接請求の署名収集（11.2～12.2）

### ⑦ 99.1 住民投票条例の直接請求：有効署名数 101,535（有権者の 49%）

### ⑧ 99.2 徳島市臨時市議会が住民投票条例を否決

住民投票を実現する市民ネットワーク結成

### ⑨ 99.4 徳島市議会選挙：住民投票賛成派が過半数（22 対 18、改選前 16 対 23）

### ⑩ 99.6 公明党が反対・住民投票条例（公明案）可決

実施期日は別条例、50%の投票率要件、戸別訪問に罰則など、問題が多い。

### ⑪ 99.12 住民投票条例の施行日を定める条例、予算案可決

### ⑫ 2000.1.23 住民投票実施：投票率 55.0% 可動堰に反対 91.6% 賛成 8.4%

徳島市長、投票結果を受けて可動堰反対に転じる。

### ⑬ 2001.5 吉野川流域ビジョン 21 委員会結成：可動堰に頼らない治水計画を検討

⑭ 2004.3 ビジョン 21 報告書発表：現堰補修と流域の森林整備による市民案を提案  
・現堰補修：補修案（22 億円）～具合の悪いところと上堰の一部を青石で補修  
部分改修案（52 億円）～上堰と下堰左岸側を青石補修、堰高を切り下げ  
全面改修案（72 億円）～上堰と下堰をすべて青石補修。世界遺産（宇沢弘文先生）？  
・森林整備：流域の人工林を強間伐（600 本/h）183 億円～ 2035 年までに基準点の基本  
高水は 24000 t/s（現在）から 17000t/s に、計画高水流量は 18000t/s（現在）から 14000t/s  
に見直すことができる。

⑮ 2010.3.23 前原国土交通大臣可動堰完全中止を表明

\*徳島市住民投票の 3 つのパラドックス(逆説)

- ①反対運動でなかったために市民の反対の意見が高まった。
- ②専門家の建設省より素人の市民の方が科学的、客観的であった。
- ③政党色を排除したために政党以上に政治的パワーを結集できた。

## 7. 横浜カジノ住民投票へのアドバイス

(1)住民投票運動はカジノ反対運動ではない

賛成の人も反対の人も意見を表明できるようにすることにより運動の幅が広がる。賛成派と反対派が同じテーブルにつくことにより議論が深まる。

(2)大都市での署名収集は工夫が必要

- ①徳島では必要署名数は約 3200 人（16 万 ×1/50）だが、横浜市では昨年 9 月現在で 6 万 2290 人が必要（311 万 4475×1/50）。議会の構成を考えるとリコールが可能となる数が望ましいが（48 万 9309 人 = 40 万 ×1/3 + 40 万 ×1/6 + 231 万 4475×1/8）、最低でも有権者の 10 %（約 31 万）は必要。
- ②受任者は署名期間中（2 か月）でも増やせる。
- ③受任者募集、署名収集、署名簿回収の系統が必要。署名・回収スポットの設置、署名簿回収用封筒を同封、議員の後援会組織の協力など。戸別訪問も可能。
- ④カジノは全市的に市民の関心が集まりやすいテーマと言える。

(3)公務員には公務員法上の制限がある（要確認）

- ①国家公務員・教育公務員：請求代表者、受任者になれず、署名もできない？ 国公法 102 条 1 項、人事院規則 14-7 第 5 項 7 号、第 6 項 9 号、教育公務員特例法 18 条 1 項
- ②地方公務員は勤務する地方公共団体の区域(指定都市の区に勤務する場合は区の区域)外では請求代表者、受任者になることができ、署名もできる？ 地公法 36 条 2 項 2 号

\*住民投票のまとめ

- ①多くの事例で住民投票の結果に従って政策が変更されており、住民投票は間接民主制を活性化している。
- ②民主主義は多数決原理だけでは実現できず、熟慮と参加が必要であることが認識され始めている。住民投票はまさに熟慮と参加の絶好の機会である。
- ③その地域のことをいちばんよく考えることができるのはその地域の人々である。